

令和3年8月30日

放課後等デイサービス事業所 各位

碧南市福祉こども部福祉課長

学校休業日単価の適用について（通知）

日ごろは、本市の障害福祉行政にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。さて、新型コロナウイルス感染症につきまして、愛知県の緊急事態宣言が発出されたことに伴い、本市の取扱いについては下記のとおりとしますのでご理解とご協力をお願いします。

記

1 学校休業日単価の適用について

特別支援学校等の分散登校に対応する場合の学校休業日単価の適用につきまして、通常の授業終了後に利用する利用者も含め、令和3年9月1日から令和3年9月12日まで適用が可能であるものといたします。

ただし、学校休業日単価を適用する場合は、利用者負担額にも影響することから、児童の保護者等には事前に説明し、理解をいただくよう配慮をお願いします。

2 その他

本市で支給決定をしている利用者で新型コロナウイルス感染者が発生した場合は、速やかに下記担当までご一報ください。また、国や県の動向、新型コロナウイルスに対する社会情勢の変化により、対応が変更となる場合は、別途通知いたします。

【担当：問合せ先】 碧南市福祉こども部福祉課社会福祉係

電 話 0566-95-9884（直通）

FAX 0566-48-2940

Eメール fukusika@city.hekinan.lg.jp